

海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の見直し案

全窒素及び全りに係る暫定排水基準の見直し案は、以下のとおりとする（令和5年10月1日から5年間適用。）。

<全窒素>

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成30年10月1日～令和5年9月30日)		見直し(案)		期間
		基準値		基準値		
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
窒素	天然ガス鉱業	160	150	160	150	令和5年10月1日～ 令和10年9月30日
	畜産農業 (豚房を有するものに限る。*)	130	110	130	110	
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100	3,100	4,100	3,100	
	酸化コバルト製造業	300	100	200	100	

<全りん>

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成30年10月1日～令和5年9月30日)		見直し(案)		期間
		基準値		基準値		
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る。*)	22	18	22	18	令和5年10月1日～ 令和10年9月30日

※面積が 50 m²以上のもの

《参考》排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府省令第 35 号）（抄）

附 則

（施行期日）

- 1 この府令は、法の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。

（経過措置）

- 2 附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排水（窒素又は磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、令和五年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

3～6 略

附則別表

項目	業種	許容限度
窒素含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	天然ガス鉱業	一六〇 (日間平均一五〇)
	畜産農業 (令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	一三〇 (日間平均一一〇)
	酸化コバルト製造業	三〇〇 (日間平均一〇〇)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	四一〇〇 (日間平均三一〇〇)
磷含有量 (単位 一リットルにつきミリグラム)	畜産農業 (令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	二二 (日間平均一八)
備考		
1 別表第二の備考 1 及び 2 の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。		
2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこ		

れに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限り適用する。

3 この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排水に限り適用する。

4 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等処理する事業場に係る排水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。